

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月、同年3月、40年10月及び41年9月から45年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月及び同年3月
② 昭和40年10月
③ 昭和41年9月から45年1月まで
④ 昭和45年2月から47年3月まで

私の国民年金については、母によると、父が加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていたとのことなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、公的年金加入期間については、申立期間を除き、すべて納付済みである。

申立期間のうち、①、②及び③については、申立人が、A町（現在は、B市）に居住していた婚姻前の時期であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の旧姓で昭和40年4月に同町において払い出されていることが確認でき、このころに申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、B市が保管する国民年金被保険者名簿において昭和40年9月から41年1月までの期間について、毎月、国民年金保険料を収納したことを示す検認年月日の記録が有るにもかかわらず、社会保険事

務所が保管する特殊台帳には、同期間の記録が無いことから、A町は社会保険事務所に対して検認報告を行わなかったものと考えられるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

- 2 一方、申立期間のうち、④については、申立人は、婚姻後の昭和48年4月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、夫婦共に47年4月分以降の国民年金保険料を納付していることは確認できるものの、申立期間の保険料については、申立人の夫も未納である上、国民年金手帳記号番号が払い出された48年4月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることになるが、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月、同年3月、40年10月及び41年9月から45年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金制度ができて、区役所から加入勧奨に来たので、私が加入手続をした。国民年金手帳を交付され、夫の分と一緒に、毎月集金に来たので、国民年金保険料は月額 150 円ぐらゐを納付したと思う。国民年金手帳にシールを貼^はってもらっていた。また、保険料は夫の分と一緒に納付してきたのに、44 年 1 月から同年 3 月分だけが、夫の分は納付になっているのに、私の分のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、②の国民年金保険料については、3か月と短期間である上、申立人は、60歳到達時まで申立期間を除き未納は無いなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたとする申立人の夫は、申立期間の保険料を納付しており、申立人のみが未納とされるのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、①については、申立人は、国民年金制度ができたときから国民年金に加入し、夫婦一緒に、毎月集金人に月額 150 円ほどの国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で、39 年 9

月に払い出されており、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では申立期間の保険料の一部は時効により納付することができず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付をすることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からもさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたと主張している申立人の夫についても、申立期間の国民年金保険料は未納であり、申立期間の保険料は納付されなかったとみるのが自然である。

加えて、申立人について、申立期間内に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないか、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが該当は無かった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までについては、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年12月まで
② 昭和40年8月から50年3月まで
③ 昭和51年8月から52年3月まで

私は、申立期間について、国民年金保険料を納付してきた。納付したはずの国民年金期間が、社会保険庁の記録では未納になっている。国民年金の保険料は主にA町役場から委託されていた集金人に夫婦一緒に支払っており、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、①については、申立人は、申立期間のうち昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収書を所持している上、B県C郡A町（現在は、D市）の被保険者名簿でも申立期間のすべてについて、申立人が保険料を納付していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付したものとみるのが相当である。

また、申立期間については、申立人が昭和38年7月1日に厚生年金保険に加入したことに伴い、同日に国民年金資格を喪失していることを社会保険事務所が確認し、平成8年8月23日に記録を追加修正している。この記録修正が行われた結果、38年7月分の国民年金保険料が二重納付となり、保険料を還付する必要性が生じているが、社会保険事務所の特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録にも還付の記録は無く、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。なお、当

該期間については、厚生年金保険期間であることから、二重納付となる。

- 2 申立期間のうち、②については、A町の国民年金被保険者名簿により、昭和40年8月1日付けで、厚生年金保険加入を原因とする資格喪失届を同年11月6日に提出していることが確認できるにもかかわらず、検認記録欄の記録において、申立人は、40年8月から41年3月までの国民年金保険料を同年7月25日に過年度納付していることが記録されているほか、同年4月及び43年4月から同年7月までの保険料についても、同町の被保険者名簿では現年度納付されていることが記録されている上、上記1の国民年金資格喪失の原因となった厚生年金保険加入に係る事実は確認できず、44年4月1日に国民年金に再加入させているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

また、昭和44年4月から50年3月まで申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとしている申立人の妻は、49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を51年4月20日に過年度納付していることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとみるのが自然である。

- 3 一方、申立期間③については、申立人は、申立期間直後の昭和52年4月から国民年金保険料の申請免除を受けており、申立期間について、申立人の妻も未納となっている上、A町役場の国民年金被保険者名簿でも未納とされており、社会保険庁の記録とも一致していることから、申立人が当該期間の保険料を納付していないものとみるのが自然である。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から49年3月まで
② 昭和51年8月から52年3月まで

私は、昭和28年10月ごろ、A市のB社という小さな会社に就職し、結婚することになって38年に退職したが、国民年金だったか厚生年金保険だったかはよく分からないが、店主が保険料を納めてくれていたと聞いており、その後は夫と一緒に納付していたと思う。申立期間①について未納ということは納得できない。また、申立期間②については、夫が44年4月ごろから自営となって国民年金に再加入して以降、夫と一緒に保険料を納付しており、これも未納になっていることには納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、①については、申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金保険料を納付したとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、40年1月から同年7月までの国民年金保険料については、申立人の夫は納付済みとなっていることがC県D郡E町（現在は、F市）の国民年金被保険者名簿で確認できる上、以下のとおり、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれることを勘案すると、申立期間①のうち、申立人が国民年金被保険者資格を取得した39年12

月から49年3月までの期間については、保険料を納付したものとみても不自然ではない。

(1) 申立期間①のうち、昭和40年8月から44年3月までについては、E町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、40年8月の申立人の夫の厚生年金保険加入を原因とする国民年金被保険者資格を喪失し未加入とされているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の夫がその間、厚生年金保険に加入しているとの記録は確認できないことから、申立人が申立期間について未加入とされていることについて疑問が有ること。

(2) 上記(1)でみたとおり、申立人の夫は、E町の国民年金被保険者名簿により、昭和40年8月1日付けで、厚生年金保険加入を原因とする資格喪失届を同年11月6日に提出していることが確認できるにもかかわらず、検認記録欄の記録において、40年8月から41年3月までの期間についての国民年金保険料を同年7月25日に過年度納付していることが記録されているほか、同年4月及び43年4月から同年7月までの保険料についても、同町の被保険者名簿では現年度納付されていることが記録されている上、上記(1)の国民年金資格喪失の原因となった厚生年金保険加入に係る事実は確認できず、44年4月1日に国民年金に再加入させていること。

2 一方、申立期間②については、申立人は、申立期間直後の昭和52年4月から国民年金保険料の申請免除を受けており、申立期間について、申立人の夫も未納となっている上、E町役場の国民年金被保険者名簿では未納であり、社会保険庁の記録とも一致していることから、申立人が申立期間②の保険料を納付していないものとみるのが自然である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い上、申立人について、婚姻前も含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年10月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年4月まで

申立期間当時、私は自宅兼店舗の叔父の家に同居し、叔父が経営する飲食店に勤務していた。国民年金の加入手続は叔父夫婦が一緒に行い、国民年金保険料は3か月ごとに300円を給与から天引きされて、叔父が区役所から来た集金人に一緒に納付していた。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月から37年10月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間については、申立人は、申立人の叔父夫婦と同居して、申立人の叔父が経営する飲食店に勤務し、申立人の国民年金保険料は給与から控除されて申立人の叔父と一緒に納付したとしており、申立人には、婚姻後の39年12月に払出しを受けた国民年金手帳記号番号とは別に、36年10月に申立人の叔父夫婦と連番で払い出された国民年金手帳記号番号が確認でき、申立人の国民年金加入手続を、申立人の叔父夫婦が一緒に行ったとする申立内容は基本的に信用できる上、申立期間のうち、申立人の叔父は、昭和37年度の5か月を除き保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人の叔父と一緒に保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額が3か月ごとに300円

であったとしており、当時の保険料額と一致するなど、申立内容と符合する。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月までの期間については、一緒に納付したとする申立人の叔父も未納である上、申立期間のうち、39 年 4 月については、社会保険事務所の特殊台帳において、申立人は、昭和 39 年度のうち 3 か月が納付とされており、申立人の叔父の納付記録とも一致していることが確認でき、この記録は、申立人の社会保険庁のオンライン記録では昭和 40 年 1 月から 3 月までの期間が納付とされていることから、申立人の叔父と一緒に納付された昭和 39 年度の 3 か月の国民年金保険料が、既に記録されているものとみるのが相当である。

また、申立人若しくは申立人の叔父が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 10 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年9月に、母親が、母親自身と私の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料についても、一緒に納付してくれていた。申立期間について、母親は、保険料が納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足時から60歳になるまで保険料をすべて納付しているなど、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、申立人の母親と一緒に申立人の保険料を納付してくれていたとしており、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で昭和36年9月に払い出されていることが確認でき、申立人の母親は、申立期間は納付済みである上、申立人が所持する国民年金手帳では、申立期間の検認記録欄には検認印の押印は無いものの、当時、A市では厚生省（当時）の通達により、過年度分の保険料の収納についても取り扱っていたことから、申立人の母親は、申立人の当該期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年10月1日から20年3月1日まで
② 昭和20年9月1日から同年9月30日まで

私は昭和19年3月に旧制高等女学校を卒業、同年6月にA株式会社に入社し、20年9月30日までB課で勤務したが、社会保険庁の記録では同年3月1日から同年9月1日までの厚生年金保険加入期間となっている。19年10月から女性が厚生年金保険に加入することとなり自分も厚生年金保険料を控除されていたこと、20年9月30日まで継続して勤務したことから、申立期間の厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A株式会社B課で勤務し、入社当時の、当該事業所における厚生年金保険加入者の状況を記憶しており、これについては、当該事業所に係る厚生年金保険健康保険被保険者名簿の記載状況と一致している上、申立人は入社当初の当該事業所や周辺の建物の配置等当時の状況についても具体的に記憶しており、複数の同僚の供述に照らし合わせても整合性があることから、申立人が昭和19年6月から当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確

認したところ、大半の被保険者については、厚生年金保険番号が連番で資格取得日が記載されているが、C（厚生年金保険番号。以下同じ。）（資格取得日は昭和19年8月28日）の次の欄に記載されている者の番号はD（資格取得日は昭和19年10月5日）と記載され、番号が乖離^{かいり}している。申立人の厚生年金保険番号はEであり、厚生年金保険番号の順序に従って当該事業所の被保険者名簿が記載された場合は、CとDの間に記載されることが妥当と考えられるが、申立人に関する同名簿の記載は、CとDが記載されているページの25ページ後となっている。

さらに、上記名簿においてCとDの間の番号が乖離^{かいり}している理由及び申立人に関する記載が本来記載されることが妥当と考えられる欄より25ページ後の記載となっている理由について社会保険事務所に照会したところ、上記名簿は申立期間当時のものではない可能性があるが、現時点では他の被保険者名簿は存在していないこと、厚生年金保険番号払出簿にも申立人及びその前後の厚生年金保険番号に係る記載が無く、厚生年金保険番号が払い出された時点が確認できない旨の回答を得た。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の前後200件の厚生年金保険番号、計400件を調査したところ、400件の中で資格取得日が確認できた記録14件のうち、約3分の2にあたる9件の資格取得日の記録は昭和19年10月1日であった。

また、A株式会社の被保険者名簿において、申立人の記載のある部分より前の100ページについて確認したが、申立人以外の女性で、前後に記載されている厚生年金保険番号から遡^{そく}及された厚生年金保険番号が記載されている例は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の事務処理において、本来、厚生年金保険番号は資格取得の順に払い出されるものであるが、当該事業所からの届出の時点によって、新規に払い出される厚生年金保険番号と資格取得日を比較すると多少の前後はあるものの、おおむね資格取得日の順となっており、申立人について、6か月後に厚生年金保険番号を遡^{そく}及して新規に払い出す合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年3月の記載から、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、昭和19年から20年にA株式会社で厚生年

金保険の資格を取得した従業員について、社会保険庁の記録を調査したところ、ほとんどの者が同年9月1日に資格喪失しており、照会を行った従業員のうち複数の者が「終戦によって会社が解散し、ほとんどの者が会社を辞めることとなった。」と供述していることから、終戦時に軍需工場であった当該事業所が解体され、同日をもって申立人を含む多数の従業員が一括して厚生年金保険の適用から外れる取り扱いとなったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和19年6月1日、資格喪失日は、同年12月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月25日から19年12月10日まで

私は、平成19年6月20日A社会保険事務所に、B株式会社の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、名簿に氏名見当たらずの回答もらった。申立期間については間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会としての判断の理由

B株式会社の後継事業所である株式会社Cが保管している健康保険関係書類には、申立人の健康保険の資格取得日が昭和18年3月1日と記載されており、申立期間当時の同僚は、「昭和19年12月に申立人がD市のE隊に入隊する際、F駅で当該事業所の関係者と一緒に見送った。」と供述していることから、申立人は昭和18年3月から19年11月まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、株式会社Cが保管している健康保険厚生年金保険関係書類に記載されている申立人を含む従業員の厚生年金保険被保険者番号は、社会保険事務所及び社会保険庁の記録する厚生年金保険被保険者番号と申立人に係る番号を除いてはすべて一致しており、当該事業所が申立人の厚生年金保険の資格取得届を昭和19年6月1日に社会保険事務所に提出し

ていたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿は、当該事業所が保管していた健康保険及び厚生年金保険関係書類に記載されている申立人の健康保険の被保険者番号を含む前後の部分が一部欠落している上、G社会保険事務局が保管するB株式会社に係る払出簿の払出番号には、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険関係書類にある申立人の厚生年金保険被保険者番号が含まれていることから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している可能性が高いと考えられる。

これらを総合的に判断すると、B株式会社は社会保険事務所に昭和19年6月1日付の申立人に係る厚生年金保険資格取得届を事業主が社会保険事務所に行っていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所の保管する社会保険被保険者台帳において申立人の申立期間に係る標準報酬月額が80円と記載されていることから、80円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和18年12月25日から19年5月31日までの期間については、労働者年金保険制度の実施時期であり、当該制度においては、被保険者の対象として女子や男子事務系職員は対象外とされ、工場や鉱山等の現場で勤務する男子労働者が対象とされていた。その後、女子及び一般職の男子に適用される厚生年金保険法が公布(昭和19年2月16日)され、同年10月から保険料の徴収が開始された。申立人は、申立人の供述及びB株式会社が保管している健康保険厚生年金保険関係書類によると、申立人は一般職の技術系職員と認められ、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日が同年6月1日と記載されていることから、18年12月から19年5月までの期間については、申立人が事業主により給与から労働者年金保険料を控除されていたとは認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA株式会社における資格喪失日は、昭和26年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年7月から26年5月までの標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から26年6月1日まで
② 昭和26年10月25日から27年3月1日まで
③ 昭和28年2月18日から29年3月1日まで
④ 昭和31年11月10日から36年4月1日まで

私が勤務した各事業所の厚生年金保険被保険者記録が以下のとおり実際に勤務していた期間と相違しているので、調査してほしい。

申立期間①に係るA株式会社は、昭和25年5月10日から同年7月1日までは誤りで、同年5月10日から26年6月1日までが正しい。

申立期間②に係るA株式会社B営業所は、昭和26年6月1日から同年10月25日までは誤りで、同年6月1日から27年3月1日までが正しい。

申立期間③に係るC株式会社は、昭和27年3月1日から28年2月18日までは誤りで、27年3月1日から29年3月1日までが正しい。

申立期間④に係るD株式会社は、昭和29年3月1日から31年11月10日までは誤りで、29年3月1日から36年4月1日までが正しい。

第3 委員会の判断の理由

1 A株式会社の申立人に係る社会保険事務所の記録では、資格喪失日が昭和26年7月1日から、25年7月1日にさかのぼって訂正されていることが

認められる上、申立人は26年6月1日から同社B営業所に勤務していることが社会保険庁の同社B営業所に係る厚生年金保険被保険者記録から推認できることから、申立人が申立期間①において勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録では、A株式会社は、昭和25年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者(37人)の資格喪失日が二重線で消され、同年8月1日、同年9月30日、同年11月1日、及び26年7月1日から、いずれも25年7月1日にさかのぼって訂正されており、かつ、当該処理前の記録から、同年8月1日には37人、同年9月30日には17人、同年11月1日に13人、及び26年7月1日には12人の同社従業員の在籍が確認できることから、同社が25年7月1日において適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和25年7月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の記録の訂正前の26年7月1日であると認められるが、その後申立人のA株式会社B営業所の資格取得日である同年6月1日に訂正されていることが確認できることから、申立人の資格喪失日は同年6月1日であると認められる。

また、昭和25年7月から26年5月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から3,000円とすることが妥当である。

- 2 A株式会社B営業所に係る申立期間②については、当該事業所は昭和49年10月1日付けで解散しており、当時の事業主も所在不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚も所在不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、A株式会社B営業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間②における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 C株式会社に係る申立期間③については、申立人が申立期間において、当該事業所に働いていたことは、申立期間当時の同僚の供述から推認できるものの、その同僚の供述においても申立人の勤務期間は明確ではな

く、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、C株式会社は昭和60年11月11日付けで解散しており、当時の事業主も所在不明のため、申立てに係る事実を確認することができない。

- 4 D株式会社に係る申立期間④については、申立期間④に係るD株式会社の清算人に照会したところ、「会社は昭和60年11月11日に倒産しており、当時の記録及び関係資料が無いため、申立てどおりの届出を行ったかは不明。」と回答しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立期間当時の複数の同僚に照会しても、申立人の勤務期間は明確で無いため申立てに係る事実は確認できない。

- 5 申立期間②、③及び④において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①以外に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の医療法人AのB病院における資格取得日に係る記録を昭和48年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月25日から同年10月1日まで
医療法人AのB病院に昭和48年9月25日から56年11月21日まで勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険被保険者資格取得日が48年10月1日となっており、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人AのB病院を昭和56年11月に買収した医療法人CのD病院が保管している継続雇用者名簿及び雇用保険の記録によると、申立人が48年9月25日から医療法人AのB病院において、申立期間に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持している国民年金手帳によると、「昭和48年9月25日厚生年金加入」とゴム印及び手書きで記載されており、「昭和49年3月26日還付請求受理」との記載があることから、納付済みの昭和48年9月分の国民年金保険料について、厚生年金保険加入を確認した上で還付されていることが確認できる。

なお、E市の元国民年金担当者は、被保険者が持参した健康保険証等により加入日を確認しない限り、国民年金保険料を還付することは無かった旨の供述をしている。

さらに、医療法人A理事長は、「B病院は昭和56年11月に閉鎖したため、申立人に係る勤務記録及び社会保険料関係資料は無い。」と回答しているが、給与の締切日は毎月20日、支払日が当月25日で、厚生年金保険料については翌月控除であった旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和48年10月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B局C部D課における資格喪失日に係る記録を昭和18年10月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月22日から同年10月30日まで
私は、昭和14年4月1日から18年10月30日までの期間、A市B局C部D課（現在は、A市E局。以下同じ。）に勤務し、その後は徴用によりF工場に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、同課における厚生年金保険被保険者資格が同年4月22日に喪失している旨の回答を受けた。

しかし、A市E局長から交付された在職証明書には、昭和18年10月30日まで在職した旨の記載があり、また、同局長から交付された組合員期間に関する証明書には、17年6月1日から18年10月30日までの期間、厚生年金保険被保険者であった旨の記載があることから、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市E局が保管するイロハ順職員名簿及び申立人が所持する履歴書（昭和56年9月9日付けでA市E局長による証明が付されたもの）の記載から、申立人が申立期間においてA市B局C部D課に運輸事務員として勤務したことが確認でき、上記の資料からは申立期間において申立人の勤務形態に変更があった事実は確認できないほか、申立人が保管する組合員

期間等に関する証明書（昭和 56 年 12 月 16 日付けで A 市 E 局長による証明が付されたもの）には、申立人は、昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 10 月 30 日までの期間、労働者年金保険被保険者であったことが記載されていることから、事業主は同日までを被保険者期間と認識しており、申立期間に係る労働者年金保険料を給与から控除していたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 18 年 3 月の社会保険事務所の記録から、50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月10日とし、同年4月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月10日から同年5月10日まで
厚生年金保険の加入期間について照会した結果、昭和37年4月10日から同年5月10日までの記録が無い。私がA株式会社のB工場から同社C工場に異動したのは、37年5月10日であり、26年4月に同社に入社してから平成4年5月に退職するまで、勤務が途切れたことはない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社保有の人事異動発令通知及び人事記録表並びに雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間を通じて同社に勤務し（昭和37年5月10日にA株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場に係る社会保険事務所の昭和37年3月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）における資格喪失に係る記録を昭和44年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を43年1月から同年7月までは2万6,000円とし、同年8月から12月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月16日から44年1月20日まで

私は、昭和43年3月5日に結婚し、同年11月26日にC病院で長男を出産した。その後、産後休暇を取得してからA株式会社を退職した。したがって、44年1月までは在籍していたはずなので、申立期間の厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 当時の上司及び同僚の供述並びに雇用保険の被保険者記録により、昭和43年1月16日から44年1月20日までの期間、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。
- 2 また、①社会保険事務所が保管する厚生年金被保険者名簿において、昭和43年8月に標準報酬月額の随時改定記録が記載されていること、②当該事業所で保管されていた申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載内容から、「昭和43年1月16日」付けの資格喪失届を当該事業所が社会保険事務所へ「昭和44年1月27日」（喪失日の約1年後）に提出していることが確認（社会保険事務所の受付印は「昭和44年2月26日」）できること、及び当該事業所の現在の担当者から、「根拠が無いため誤った

届出であるとは言えないが、当時の工場の担当者が書類作成を誤った可能性があると思われる。」という供述があることを合わせて判断すると、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除しながら、申立人の資格喪失届の資格喪失日を実際の喪失日とは誤って届出したものと認められる。

- 3 なお、申立人の申立内容及び同僚の供述から、申立人が申立期間のうち昭和43年10月1日ごろから44年1月20日までの間については、当該事業所の「定時社員就業規則」に基づく産前産後休暇を取得していたものと認められる。一方、当該事業所からの回答によると、当時の厚生年金保険料控除の取扱いについて、産前産後休暇取得者の厚生年金保険料は、健康保険組合から支給される出産手当金から控除することになっており、これは、便宜上の取扱いであると説明している上、この説明を確認できる事例もみられることから、申立人についても昭和43年10月1日ごろから44年1月20日までの間については、同じ取扱いであったと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年1月から同年7月までは申立人の42年12月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とし、43年8月から同年12月までは社会保険事務所の申立人の被保険者名簿に記載されている同年8月における随時改定の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載内容から、事業主が申立人の資格喪失日を誤って届け出たことが認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間、50年4月から同年6月までの期間、同年10月から51年3月までの期間、同年10月から52年3月までの期間及び58年7月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
: ② 昭和50年4月から同年6月まで
: ③ 昭和50年10月から51年3月まで
: ④ 昭和51年10月から52年3月まで
: ⑤ 昭和58年7月から60年6月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、集金人や金融機関の口座振替で国民年金保険料を納付しており、他の期間は納付しているのに、申立期間は未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までについては、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間は複数回に及び、特に申立期間①から④については、3年間のうちの1年半の申立てであり、すべてについて過誤があったとは考え難く、個別的には、下記のとおり保険料を納付しなかったとみるのが自然である。

(1) 申立期間①及び②については、申立人が、当時居住していたA市が保管している国民年金被保険者名簿において、申立人は国民年金保険料が未納とされ、これは社会保険庁が保管する記録とも一致す

ること。

- (2) 申立期間③については、申立人は、昭和 50 年 11 月に A 市から B 市に転居しているが、社会保険庁の特殊台帳では、申立人の国民年金被保険者台帳が A 市を管轄する C 社会保険事務所から、転居後の B 市を管轄する D 社会保険事務所へ移管されたのは 51 年 8 月であることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の住所変更手続を行ったものと推認でき、申立期間③の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無いこと。
 - (3) 申立期間④については、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関し、社会保険事務所から催告を受けたことも、過年度保険料を納付するための納付書の送付を受けたことも無いとしているが、社会保険庁の特殊台帳において、昭和 52 年に保険料の催告を行ったことが確認でき、申立人の申立内容とは符合しないこと。
 - (4) 申立期間⑤については、申立人は、国民年金保険料は口座振替による納付であったので、保険料を督促されたことも、納付書が送られて来たことも無く、さかのぼって納付をしたことも無いとしているが、E 市が保管している被保険者名簿において、申立人は昭和 60 年 7 月 1 日に申立期間の保険料納付の督促を受け、同年 10 月 8 日には過年度納付するための納付書を発行した旨の記録が有ること。
- 2 申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
 - 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年10月まで

私の長男が10歳になった昭和49年11月ごろに、妹が同行して市役所の出張所で、国民年金に任意加入した。国民年金保険料は100円で、付加保険料も200円支払っており、1か月分ずつ支払っていたように思う。納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の長男が10歳になった昭和49年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳において申立人は50年11月27日付けで国民年金に加入した旨の記載があり、これは社会保険庁の記録とも一致し、申立人はこの時点において国民年金に加入したとみるのが相当である上、この当時、申立人の夫は、厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人の被保険者資格は任意加入であり、申立期間は未加入期間となることから、申立人は、保険料をさかのぼって納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料は100円で、付加保険料は200円であったと主張しているが、当時の保険料月額と大きく相違し付加保険料額も200円ではないなど、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から13年3月まで

私の国民年金については、20歳になった平成7年11月ごろにA市B区役所から国民年金保険料納付通知が来たので、母親が加入手続を行うとともに、震災により両親の収入も減ったため8年ごろに保険料の免除申請申請を行った。

それなのに、平成7年11月から13年3月までの保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年ごろ、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の国民年金納付記録を管理している記号番号は、申立人が13年4月に厚生年金保険の被保険者になったときに付番された基礎年金番号であり、申立人が申立期間中に国民年金の加入及び保険料の免除申請申請を行った形跡は見当たらない。

また、申立人の申立期間は、社会保険庁のオンライン記録において、平成14年2月25日に国民年金の被保険者期間として記録を追加したことが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられ、この時点では申立人は申立期間の国民年金保険料の免除申請をさかのぼって行うことはできず、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者

はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 36 年に、妻が A 市 B 区役所に行き、国民年金の加入手続を私の分についても行った。その後、女性の集金人が 3 か月に 1 回来て、夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。当時の保険料は 300 円であったような記憶が有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、昭和 36 年 10 月に A 市 B 区で夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿には「消除」と押印されており、社会保険庁のオンライン記録でも、同記号番号（C）の納付記録が「0 月」と記載されていることから、申立人には、保険料納付済期間が無かったため、職権により消除の処理が行われたものと考えられ、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人には、昭和 41 年 6 月にも D 県 E 市で夫婦連番で国民年金手帳記号番号（F）が払い出されており、このころに、再び国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 59 年 3 月まで

申立期間当時、学生だったので、私の国民年金保険料は父親が銀行口座から振替で納付していた。毎月、銀行から振替済みのはがきが届いていたのを記憶している。

昭和 59 年ごろ、私は国民年金手帳のことを父に尋ねたところ、年金手帳を保管した場所が分からないとのことだった。現在年金手帳は持っていないが国民年金保険料を納付したのは間違い無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 6 月に A 市 B 区で払い出されており、このころに申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期でもなく、申立人からもさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、A 市が国民年金保険料の口座振替制度を開始したのは、昭和 54 年 6 月からであることが確認できる上、同市に口座振替納付をするには、その前提として被保険者として管理される必要があるが、同市が保管する国民年金収滞納リストでは、申立人は申立期間については「登載なし」

とされており、同市では被保険者として管理していなかったことが確認でき、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間について、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に申立人自身は関与していないため、加入状況及び納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 30 日まで
株式会社Aに、昭和 28 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録では、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 35 年 6 月 1 日からであり、それ以前に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、当時の同僚も同社が厚生年金保険に加入したのは、同年 6 月 1 日からである旨の供述をしている。

また、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、登記簿でも昭和 55 年 1 月 31 日解散、同年 3 月 31 日清算終了し、申立人によると当時の事業主も既に亡くなっているため、厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年から34年7月1日まで

私は、昭和23年から34年7月までの期間、A株式会社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のうち、昭和23年から31年ごろまでの期間、A株式会社に勤務したことは推認できるが、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は31年6月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、法人登記に係る記録によれば、同社は既に解散しており、元事業主等役員の所在が不明であることから、元事業主等役員から申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、昭和31年6月15日以降の期間については、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できないほか、複数の同僚からは同年に同社が倒産した旨の供述があり、申立人本人も同社が倒産する前に会社を辞めたと述べていることから、申立期間のうちの31年6月15日以降の期間については、申立人は同社において厚生年金保険被保険者となっていなかったことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間において同僚であったとしている9人のうちの2人については、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿に氏名が記録されていない。

加えて、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同名簿に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年又は 45 年ごろから 49 年夏ごろまで
昭和 44、45 年ごろから 49 年夏ごろまで A 県 B 市の C 社で料理人として働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に株式会社 C の従業員であった複数の者に照会した結果、1 人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録及び商業・法人登記によると、同社は平成 17 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同時期に破産手続が行われているため、破産手続が行われた当時の代表取締役の申立てに係る事実について照会したが、関連資料及び供述を得ることができず、厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立期間当時の株式会社 C の閉鎖登記簿謄本に記載されている代表取締役は既に亡くなっているため、取締役 2 人に照会したところ、2 人共に申立人についての記憶は無く、さらに、申立人が姓のみを記憶している同僚 2 人についても調査したが、1 人は既に亡くなっており、もう 1 人は姓のみでは個人の特定ができず、申立人の勤務実態に関する供述を得ることはできない。

なお、上記の株式会社 C の元取締役は、申立期間当時、給料や社会保険の加入に関することは代表取締役が決めていたが、申立人のような調理師会からの紹介の料理人は、手取りの金額で報酬を約束していたため、保険

料を控除して社会保険等に加入させるのが困難であった旨の供述をしているほか、申立期間に同社の従業員であった者の中には、ほとんどの人は社会保険には加入していなかったという供述をする者や、長年勤めていたが、社会保険には長い間加入させてもらえなかったという供述をする者もおり、同社においては、厚生年金保険の加入手続を必ずしも全員について行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち昭和 46 年 4 月から 49 年 7 月までの期間については、申立人は、国民年金保険料の免除申請の手続を行っていることから、この期間の申立てについては不合理である上、元取締役及び元従業員の供述によれば、申立人が勤務していたとする株式会社Cのホテルは、46 年に建て替えのために取り壊されているが、申立人は取り壊される前に退職していたとしており、申立人の勤務期間に係る記憶は曖昧である。

加えて、労働局に照会したところ、申立人が申立期間において雇用保険被保険者となった記録は無い。

また、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 4 月 11 日まで

昭和 49 年 10 月に A 株式会社を退職した時点で、厚生年金保険の加入期間が約 17 年であり、厚生年金保険の受給資格を得るために約 3 年の加入期間が必要であったため、退職後すぐの同年 11 月から第四種被保険者としての加入を申請し、保険料を支払ってきたにもかかわらず、50 年 3 月までの 5 か月間が加入漏れの期間となっている。

当時の領収書等は無いが、確かに保険料は支払っていたのでこの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 10 月 16 日に A 株式会社を退職した際に、厚生年金保険の加入期間が 208 か月であり、受給資格を満たすため 32 か月足りないことを自覚していたため、同年 11 月から第四種被保険者として厚生年金保険に加入し、B 社会保険事務所で保険料を支払ったとしているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が納付されていたことを確認できる領収書等の資料は所持していない。

また、社会保険事務所の厚生年金保険第四種被保険者名簿によると、申立人の第四種被保険者としての有効期間は、昭和 50 年 4 月 12 日から 52 年 11 月 30 日までと記載されており、これは、第四種被保険者の資格取得日である 50 年 4 月から起算して、申立人が厚生年金保険の受給資格を得るために必要な 32 か月となっている。

なお、同第四種被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名の記載は

無く、整理番号に欠番も見られない。

さらに、厚生年金保険の第四種被保険者の資格取得日は制度上、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から6か月以内に申し出ることとされており、その際、(1) 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日、または(2) 第四種被保険者となる申出が受理された日のどちらかを選択することとなっている。同第四種被保険者名簿によると、資格取得日は昭和50年4月12日と記録されており、前職を退職してから6か月以内の資格取得日であるため、後者を選択した場合の記録となっており、社会保険事務所の記録に不自然さはない。

加えて、申立人が厚生年金保険第四種被保険者保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 3 月 1 日から同年 7 月 23 日まで
② 昭和 24 年 9 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで

申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日から 55 年 3 月 31 日に退職するまで途切れることなく財団法人 A に勤務していたが、23 年 3 月 1 日から同年 7 月 23 日まで及び 24 年 9 月 1 日から 29 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。証明するものとして、職歴証明書、25 年勤続表彰状があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

財団法人 A の後継事業所である株式会社 B 及び同社の社会保険事務手続等を担当する社会保険労務士法人 C が保管している職歴証明書等及び人事カードにより、申立人は、財団法人 A に昭和 19 年 6 月 1 日に採用され、55 年 3 月 31 日に退職するまで、同法人に勤務していたことは認められるが、同法人に照会したところ、同法人においては申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除を示す給与明細書、関連資料等が保管されていないため、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録において、申立期間①に係る財団法人 A の D 事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 8 月 1 日、申立期間②に係る同法人 E 案内所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 29 年

4月1日であり、いずれの申立期間においても、申立人に係る両事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立期間①において、当該事業所に勤務した同僚からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための供述及び資料を得ることはできなかった。

加えて、申立期間②について、昭和27年1月から財団法人AのE案内所で勤務したと供述している同僚が、同案内所で一緒に勤務していたとしている複数の同法人従業員のうち1人については、職歴証明書等及び人事カードによると、申立期間②の一部期間において同法人F事務所で厚生年金保険の被保険者となっているため、同事務所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は記載されていない。

また、申立人は申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 1 日から 37 年 9 月 30 日まで
株式会社Aに昭和 21 年 1 月から勤務し、会社が厚生年金保険の新規適用となった 26 年 3 月 1 日に被保険者となり、加入時に被保険者証をもらった記憶がある。当時は旧氏名でBだった。勤務形態は正社員で、副支配人として従業員の監督をしていたので、株式会社Aが厚生年金保険の新規適用となった日から厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の資格取得日は社会保険庁の記録における厚生年金保険の資格取得日と一致していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録において当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は昭和 31 年 7 月 1 日であることから、申立期間のうち 26 年 3 月 1 日から 31 年 6 月 30 日までの期間について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、当該事業所に照会しても、当時の関係資料は保管されていないため、申立人の勤務実態等は不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、申立期間当時株式会社Aに勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、旧氏名であるBの名前を含め申立人の氏名は記載されていない。

さらに、申立人は給与明細書等厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料を所持しておらず、厚生年金保険料控除に関する記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料および周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月から 31 年 10 月まで

私は昭和 30 年 6 月から 31 年 10 月まで A 株式会社（現在は、B 株式会社。）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。私は当該事業所に勤務し、社会保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 株式会社勤務していた申立人の親族の供述から、申立人が A 株式会社勤務していたことは推認できるが、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用等について事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所の担当者は、「申立期間当時、臨時工や季節工等については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述しており、上記申立人の親族も、当時当該事業所で臨時従業員を募集しているので、申立人に応募を勧めた結果、当該事業所に就職した旨を供述していることから、申立人は申立期間において当該事業所に臨時従業員として勤務し、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、申立期間に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号にも欠番が無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において健康保険証を所持しており、医療機関で受診した記憶がある旨主張しているが、医療機関等を記憶していないため、特定することができず、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立人は申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 4 月 24 日まで

私は、申立期間は株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。昭和 32 年 4 月 24 日に同事業所を退職し、翌日からB株式会社C製作所に勤務しており、その際、株式会社Aでもらった厚生年金保険被保険者証を提出したことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは推認できるが、同事業所は既に廃業し、元事業主も亡くなっており、元役員も所在不明であるため、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、株式会社Aの事業を引き継いでいるD株式会社に照会したところ、同社では、株式会社Aが保有していた運送免許は譲り受けたものの、同社の事業及び従業員は引き継いでいないとしており、申立期間当時の資料は引き継がれておらず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、株式会社Aを退職した後、厚生年金保険被保険者証を次の勤務先であるB株式会社C製作所に提出したと主張しているが、社会保険事務所の保管するB株式会社C製作所に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険手帳記号番号と、同名簿において申立人の前後の被保険者の記号番号が連続しており、同社において初めて厚生年金保険手帳記号番号が付番されていることが確認できるため、申立人の主張する事実は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

また、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月ごろから 45 年 8 月ごろまで

私は、昭和 44 年 9 月ごろから 45 年 8 月ごろまで、A 県 B 区 C にある有限会社 D に勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について照会申出を行ったところ「厚生年金保険に加入していた事実が無い。」との回答をもらった。勤務していたのは間違い無いので、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が有限会社 D において申立期間のうち昭和 45 年 1 月 19 日から同年 8 月 9 日まで勤務していたことは認められる。

しかし、有限会社 D は平成 17 年 3 月 1 日付けで解散しており、元役員に照会したところ、「当時の事業主は高齢のため記憶も定かでなく、昭和 62 年以前の給与等に関する書類は平成 6 年に事務所を移転した際にすべて廃棄した。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時、申立人と同様に有限会社 D の E 本店の寮に入っていた同僚は、自分も 1 年間ぐらい勤務したが、その間、厚生年金保険に加入していなかった旨の供述をしており、同事業所においては、当時すべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している 4 人の同僚の氏名について、社会保険事務所の保管する有限会社 D の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記載

は確認できない。

加えて、有限会社Dに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月ごろから28年2月ごろまで

昭和26年8月からA株式会社B工場に勤務していたが、27年3月に虫垂炎の手術を受け、術後の病状が思わしくなく同年4月に退職した。その後、病状が回復したので、同年8月ごろに同事業所に再就職したが、夜勤等で仕事がきつく、28年2月ごろ退職した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場は、移転による閉鎖のため昭和47年2月28日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、本社であるA株式会社も、平成17年10月17日付けで破産しているため、破産時の代表取締役に対して照会したものの、当時の申立人の勤務実態等については不明である旨の回答であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する関連資料及び供述を得ることができないため、申立てに係る事実は確認できない。

また、申立人が上司として記憶している2人のうち、1人は既に亡くなっており、他の1人は社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載は無く所在が不明であり、申立ての事実を確認するための供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る健康保険厚

生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立期間に係る事業所への再就職日及び厚生年金保険料の控除に関する記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 9 月 30 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 9 月 30 日まで
③ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 7 月 31 日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が改定前の標準報酬月額を下回っている。改定前よりも給与が下がることは無かったはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、全申立期間について、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されているA株式会社における申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致し、記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、申立人は、A株式会社に勤務してから退職までの間に給与が下がることは無かったと主張しているが、以下のとおり、いずれの申立期間においても、それぞれの標準報酬月額について不自然な点は見られない。

(1) A株式会社の総務責任者及び申立人と同時期に入社している複数の元同僚に照会したところ、同事業所において基本給が下がることは無かったが、残業手当については業務の繁閑に応じて増減が有るため、

基本給と残業手当を合わせた給与は下がることがあった旨回答している。

(2) 社会保険事務所の記録によると、上記元同僚の標準報酬月額もそれぞれ1回から4回にわたって減額改定されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額と比較しても特に申立人の標準報酬月額の改定について不自然な点は見られない。

加えて、A株式会社では、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立てに関する事実を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立て内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
有限会社Aで加入していた厚生年金保険期間について、照会申出書をB社会保険事務所に提出したところ、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。
脱退手当金を請求した記憶も支給された記憶も無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る7人の支給記録を確認したところ、5人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち3人について資格喪失日の約3か月から8か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されていることを踏まえると、事務処理が適正に行われ、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和38年6月28日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、昭和32年12月2日保業発第186号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年10月2日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要とし

ない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は38年3月1日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 11 月 12 日から 27 年 1 月 20 日まで
(A株式会社)
② 昭和 27 年 9 月 1 日から 29 年 7 月 16 日まで
(B工場)
③ 昭和 30 年 9 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで
(B工場)

社会保険事務所で脱退手当金裁定請求書を見たが、署名は私が書いたものではなく、姓については、結婚して「C」に変わっているのに、旧姓の「D」となっており、住所についても、結婚後はE市であるのに、結婚前のF県G郡H町となっている。

脱退手当金を請求した記憶も受領した記憶も無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、厚生年金保険被保険者証を紛失した旨が記載され、署名及び押印が有る始末書も添付されている。

また、脱退手当金裁定請求書によると、請求者の氏名は、旧姓で戸籍と異なる名の「D（氏）I（名）」と記載されているが、B工場の被保険者名簿に記載されている氏名である上、請求者の住所に「F県G郡H町J」のゴム印が押されており、当該事業所の所在地とも一致することから、事業主が脱退手当金の請求に関与していたものと推認され、代理請求がなされた可能性も考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、昭和39年11月20日に脱退手当金裁定請求書を受け付け、約3か月後の40年2月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、昭和32年12月2日保業発第186号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年10月2日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は38年11月1日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月10日から23年4月1日まで
(A有限会社)
② 昭和23年4月1日から25年3月1日まで
(B工場)
③ 昭和26年1月1日から32年12月20日まで
(B工場)
④ 昭和33年5月25日から34年1月10日まで
(B工場)
⑤ 昭和34年1月20日から36年8月15日まで
(C株式会社)

C株式会社を退職したとき、退職金を4,000円受け取ったが、脱退手当金の説明は受けておらず、受け取った記憶も無い。

申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金は支給済みとの回答をもらったが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、厚生年金保険被保険者証を紛失した旨が記載され、署名及び押印が有る始末書も添付されている。

また、脱退手当金裁定請求書によると、請求者及び事業所の住所に「D県E郡F町G」のゴム印が押されていることから、事業主が脱退手当金の請求に関与していたものと推認され、代理請求がなされた可能性も考えら

れる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和36年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年7月1日まで
(A有限会社)
② 昭和35年7月1日から37年3月1日まで
(A有限会社)

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A有限会社に勤めていた昭和33年4月1日から35年7月1日までの期間については、脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を請求した記憶も受領した記憶も無く、脱退手当金裁定請求書の名前の筆跡や印鑑は私のものではない。

また、子供が昭和35年1月に生まれ、その後は祖母に子供を見てもらいながら、37年2月ぐらいまで在職していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書については、添付書類の不備を理由として同請求書に記載された申立人の住所に返戻された後、社会保険事務所で再受付していることが確認でき、申立人以外の者が当該住所に返戻された同請求書を受け取る可能性は低かったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは

認め難い。また、A有限会社の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が有り、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、昭和36年3月22日に脱退手当金裁定請求書を受け付け、約3か月後の同年6月15日に支給決定されている上、申立期間より前に同一番号で管理されている別事業所の被保険者期間が請求されていないものの、社会保険事務所では、当時、社会保険庁から申立人の被保険者台帳を取り寄せて確認した上で脱退手当金の支給決定を行っていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、A有限会社の被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和35年7月1日と記載されており、その後の申立期間について、申立人の氏名は記載されていない。

また、当該事業所は昭和50年7月21日に社員総会の決議により解散しており、申立期間当時の事業主の所在は不明であるため、申立期間に係る勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除していた事実について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、昭和37年2月ごろまで当該事業所に勤務し、当時の同僚であるB氏より先に退職したと主張しているが、当該事業所の被保険者名簿によると、同氏の資格喪失日は34年10月1日と記載されており、それ以降に同氏の氏名は記載されておらず、同氏の資格喪失日は、申立人の資格喪失日（昭和35年7月1日）や申立人が当該事業所を退職したと主張している日（昭和37年2月ごろ）よりも前であること、及び同氏の所在が不明のため供述を得ることができないことから、申立人の主張を確認することができず、主張内容をそのまま肯定することはできない。

加えて、同僚調査を行ったものの申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月29日から19年2月10日まで
(A株式会社)
② 昭和19年2月10日から20年9月16日まで
(A株式会社B製作所C工場)
③ 昭和20年9月16日から同年10月1日まで
(A株式会社B製作所C工場)

昭和18年3月にD市にあるA株式会社に入社し、19年2月ごろ、E市にあるF株式会社の工場に出向となったが、20年1月か2月にG市に新しくできた工場に移り、輸送機の主翼を製造していた。

社会保険庁の記録では、昭和18年3月から20年9月までの厚生年金保険期間について脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、設計図などの書類の焼却や製造した製品などの解体をして同年9月末まで勤めていた。

学校も学年も同じで、一緒に入社した同僚は、同じ期間勤めて年金を受給していると言っているが、私だけ脱退手当金を受領しているのは考えられないので、申立期間について厚生年金保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人に支給したとされる脱退手当金は、厚生年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号(旧法)）第 49 条ノ 3 に基づく脱退手当金（いわゆる短期脱退手当金。以下単に「脱退手当金」という。）であるが、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、同条の規定により、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有る。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年後の昭和 21 年 9 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというのみである上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③について、A株式会社B製作所C工場の被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 20 年 9 月 16 日と記載されており、同僚の調査を行ったものの、所在を確認することはできず、その後の申立期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

なお、当該事業所の被保険者名簿で申立人が記載されているページ及び前後各 5 ページに記載されている 220 人のうち、申立人を含む 210 人については、申立人と同日の昭和 20 年 9 月 16 日又はそれ以前に資格喪失していることが確認でき、申立人の資格喪失日後も厚生年金保険の加入期間が有る 10 人については、標準報酬月額等の等級が申立人の等級よりも高いことが確認できることから、当該事業所における地位及び職務内容が申立人とは異なっていたことがうかがえる。

また、A株式会社の後継会社であるH株式会社の担当者に照会しても、申立期間に係る勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていた事実について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 8 月から 19 年 9 月 30 日まで
(A株式会社)
② 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 6 日まで
(A株式会社)

A株式会社B工場診療所に、昭和 18 年 8 月から 20 年 10 月まで勤めていたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者期間は 19 年 10 月からであり、脱退手当金も支給済みとなっているが、脱退手当金は受領しておらず、期間もおかしいので調べてほしい。

終戦後、診療所の事務担当者が診療所に勤務していた職員全員の印鑑を所持していたのを知り、脱退手当金が支給済みとなっていることについては、事務担当者に対して疑念を持っている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、女子の厚生年金保険は昭和 19 年 6 月 1 日に適用が開始され、保険料徴収は同年 10 月 1 日から実施されており、保険給付の対象となる期間は、同年 10 月 1 日以降の期間であるため、申立期間については、女子は、制度上、厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

また、A株式会社の後継会社であるC株式会社の担当者に照会しても、申立期間に係る勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除されていた事実について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人に支給したとされる脱退手当金は、厚生年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号(旧法)）第 49 条ノ 3 に基づく脱退手当金（いわゆる短期脱退手当金。以下単に「脱退手当金」という。）であるが、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、同条の規定により、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有る。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 21 年 2 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというのみである上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。